

益田市中山間地域振興基本計画策定支援業務委託仕様書

1 委託業務の名称

益田市中山間地域振興基本計画策定支援業務委託

2 委託業務の目的

本業務は、益田市中山間地域振興基本条例に基づき、魅力ある地域づくりを推進するための総合的かつ計画的な行政運営の指針となる「益田市中山間地域振興基本計画」を策定することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8（2026）年3月31日とする。

4 計画期間

益田市中山間地域振興基本計画の計画期間は、次のとおりとする。

○基本計画

各施策を具体化し、現状と課題、取組方針、達成のための取組項目を体系的に明示する。
基本計画は2026年度から2030年度までの5年間を期間とする。

5 業務内容

業務の内容は次のとおりとする。

(1) 現況把握及び課題分析（令和6年度）

① 計画準備

本業務の目的を十分把握し、合理的かつ効率的な工程別の作業計画を立案するものとする。また、第6次総合振興計画及び益田市総合戦略や市の分野別計画及び国・県の中長期的な関連計画の整理・分析などを行い、業務の遂行に必要な資料収集について本市と調整を図りながら適切な作業計画とすること。

加えて、2030年を期限とする17の開発目標である持続可能な開発目標（SDGs）の推進は、中山間地域の活性化にも資するものであるから、益田市版SDGsの要素も最大限反映させること。

② 各種データ分析ならびに予測

各種統計データ等を活用し、計画策定の基盤となるよう、中山間地域の人口、自然・社会動態、産業・経済活動、市民活動等の基礎的データの分析と予測を行う。

(2) 市民意識等の把握に係る調査支援（令和6年度）

① 座談会の実施 5か所 資料・議事録は市で対応

基本計画で設定する中山間地域の現状認識と将来像を市民とともに考えるための座談会を出来るだけ広範な市民層が参加できる形で実施する。

② 関連団体や人材へのヒアリング実施

農業や福祉・子育て、地域コミュニティ、教育、環境整備、観光・交流等の各分野において主体的に活動する関連団体・人材へのヒアリングを実施する。各分野1か所

(3) 基本計画策定（令和6年度、令和7年度）

基本計画の素案を提案するとともに、修正要請に基づき原案の作成・支援を行う。また、策定にあたっては、第6次総合振興計画や益田市総合戦略などの各種データを包含すること。

① 基本計画策定

令和5年度中に検討した本市の「中山間地域将来ビジョン」、課題等を参考とし、中山間地域の全体方針、地区別方針、分野別方針を検討すること。なお、その際は本市の中山間地域振興アドバイザーのアドバイスも検討材料とする。

② 手引書の作成

基本計画の取組施策のうち、とくに実行力を持たせる施策について実施手法を具体的に示すものとして手引書を作成すること。

③ 地域自治組織ガイドブックの更新

平成29年6月に改訂した「これからの地域自治組織の仕組み」―地域自治組織ガイドブック―を、基本計画の内容に沿ったものに更新すること。

④ 計画の進捗管理に係る手法の検討

益田市中山間地域振興基本計画が実行性のあるものとなるよう、施策体系のあり方や達成目標・指標の設定等、益田市中山間地域振興基本計画の進捗管理に必要となる手法の仕組みを検討する。

(4) 益田市中山間地域振興基本計画審議会の運営支援（令和6年度：4回、令和7年度：2回）

審議会を円滑に運営できるよう、会議の開催前に担当課と協議を行い、会議資料の作成に必要な基礎資料を提供する。また、当日オブザーバーとして会議に出席するとともに、会議録を作成する。

① 審議会：6回開催予定

② その他策定委員会：6回程度開催予定、策定委員会ワーキンググループ：6回程度開催予定、 ※会議資料作成は市で対応

③ 会議運営にかかる提案

④ 基礎資料の提供 ※データ提供のみ

⑤ 会議への出席

⑥ 会議録作成

⑦ 事前・事後の協議

(5) パブリックコメントの実施支援（令和7年度）

意見に対する対応策の助言等支援を行う。

(6) 計画書の作成（令和7年度）

確定した益田市中山間地域振興基本計画を作成する。

① レイアウトの提案

- ② 図表、地図、イラスト、概念図、写真等を盛り込んだ編集
- ③ 最終印刷版の原稿作成

6 成果品

次のものを成果品として提出すること（令和7年度）

- (1) 計画書＜全体版＞ A4版 500部（50頁程度、4色刷）
- (2) 手引書及びガイドブック A4版 500部（各20頁程度、2色刷）
- (3) 上記及び分析資料等の電子データ（DVD-R）